

年金記録回復委員会設置要綱

平成21年10月16日
厚生労働大臣伺い定め

1. 趣旨及び用務

年金記録問題に対応して、国民が記録を回復し、正しい記録に基づく公的年金を受給できるようにするための方策及び関連する事項について国民の視点から検討し、厚生労働大臣及び社会保険庁長官に助言するため、厚生労働省に、年金記録回復委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(注) 1月以降「社会保険庁長官」を「日本年金機構理事長」に改める

2. 組織

- (1) 委員会は、別紙の委員をもって構成する。
- (2) 委員会に委員長を置き、委員のうちから、厚生労働大臣が指名する。
- (3) 委員長は、必要に応じ、検討委員会に構成員以外の者の参加を求めることができる。
- (4) 委員長は、必要に応じ、検討委員会の下に作業部会を設けることができる。

3. 身分等

- (1) 委員の身分は、非常勤の国家公務員とする。
- (2) 委員には、1日あたり20,200円を支給することができる。
- (3) この要綱に定めのない事項については、国家公務員に適用される各種法令の規定に準じるものとする。

4. 事務局

- (1) 事務局は、大臣の示す方針に基づいて、積極的に委員の検討材料を収集・整理・提供する。また必要に応じ、総務省行政評価局（年金記録確認関係事務担当）の協力を得る。
- (2) 委員会の庶務は、社会保険庁の協力を得て大臣官房総務課において処理する。

5. 運営・その他

- (1) 議事は非公開とする。ただし、大臣からの特定事項に係る諮問についての提言は公表する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月16日から施行する。